平成２１年（フ）第３４２号
香川県高松市新田町乙23番地16
債務者　南部　千春（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３５９号
香川県高松市成合町635番地10
債務者　中川　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５６９号
大阪府豊中市中桜塚５丁目23番５―104号
債務者　上田　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０５６号
大阪市西区川口４丁目２番30号
債務者　岡部　謙二
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６２７号
大阪府枚方市須山町15番８号
債務者　水江　隆秀
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２０７号
大阪市生野区巽東３丁目13番28―107号
債務者　南新　賢治
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２３９号
大阪府枚方市南中振２丁目89番４号
債務者　池村　規子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２８９号
大阪府吹田市山田南８番７―104号、申立時の住所大阪府吹田市山田市場２番24号
債務者　八木正秋こと　鄭　　忠植
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３３７号
大阪市中央区西心斎橋２丁目17番10号　ビライノウエ　７Ａ
債務者　青井　孝子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４３５号
大阪市港区磯路３丁目25番７―401号、住民票上の住所大阪市港区波除５丁目６番10―612号
債務者　開生建設こと　中野　裕生
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５７８号
大阪市東淀川区小松１丁目12番15号
債務者　小林政友こと　李　　政友
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６８７号
大阪市生野区新今里３丁目９番３号
債務者　ＭＡＩＤＯ！おおきにこと　酒井　主税
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７６０号
大阪府摂津市鶴野４丁目６番５号
債務者　藤岡　　明
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７７８号
大阪市阿倍野区松崎町４丁目３番17号　常盤マンション105号
債務者　河合　　環
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７９６号
大阪府守口市菊水通４丁目６番２―301号
債務者　島村　健史
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８１６号
大阪市淀川区十三東３丁目12番27号
債務者　田中　　卓
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９６７号
大阪府守口市金田町３丁目１番23号
債務者　占部　良恵
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１３７号
大阪府守口市金田町２丁目55番28号
債務者　逢坂　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部